

## まほろば環境衛生組合業者選定事務要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、まほろば環境衛生組合が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）、物品調達等（物品の製造の請負並びに物品の買入れ、借入れ及び売払いをいう。）及び業務委託の入札に参加しようとする建設工事等を行う業者（以下「建設業者等」という。）の資格審査並びに競争入札及び随意契約をする場合の建設業者等の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (入札参加の資格)

第2条 入札に参加できるのは、「安堵町入札参加資格者名簿」、「広陵町入札参加資格者名簿」又は「河合町入札参加資格者名簿」に登載されている者のみとする。

### (入札参加資格の有効期間)

第3条 入札参加資格の有効期間は、安堵町、広陵町又は河合町の取扱いに準ずるものとする。

### (資格審査の基準日)

第4条 入札参加者の資格審査の基準日は、安堵町、広陵町又は河合町の取扱いに準ずるものとする。

### (審査会)

第5条 まほろば環境衛生組合競争入札参加者審査会（以下「審査会」という。）の掌握事務、組織等については、まほろば環境衛生組合競争入札参加者審査会規程（令和2年まほろば環境衛生組合訓令第7号）によるものとする。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、審査会の会長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。